

**令和6年度介護テクノロジー一定着支援事業費補助金
募集案内・注意事項**

【申請受付期間】

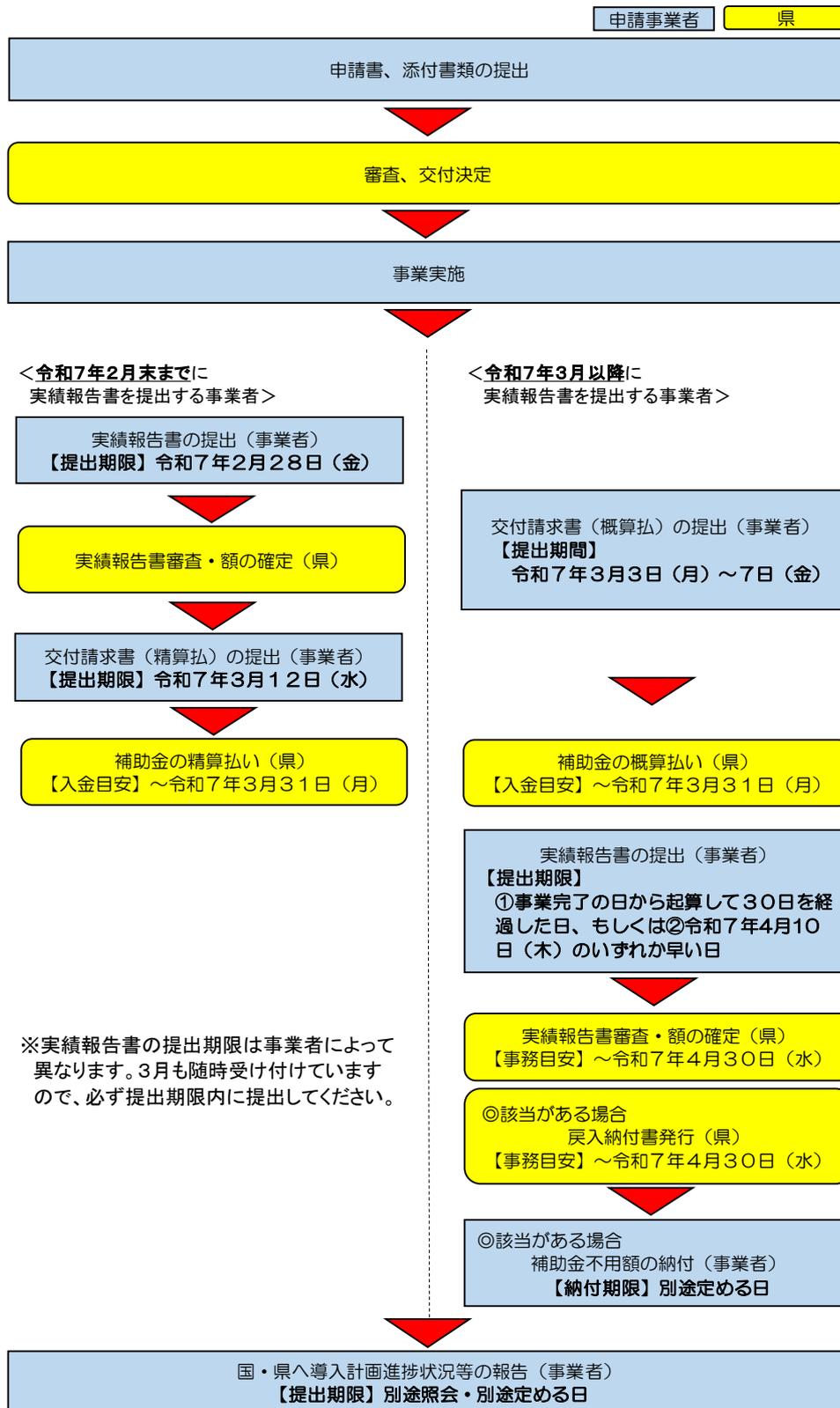
令和6年9月9日（月）～10月18日（金）＜必着＞

【本書の内容】

1. 本事業の基本的な流れ
2. 申請等手続きについて
3. その他注意事項
4. 提出・問合せ先

岐阜県健康福祉部 高齢福祉課

1. 本事業の基本的な流れ



2. 申請等手続きについて

2-1 申請する事業の選択

申請する事業枠は、事業所ごとに選択してください。

導入するテクノロジー機器の種類及び導入方法（組合せの有無）によって申請する事業枠が異なります。

<本補助金で対象となるテクノロジー機器等>

| | |
|--|---|
| 介護ロボット等 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">移乗介助機器</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">移動支援機器</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">排泄支援機器</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">見守り・コミュニケーション機器</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">入浴支援機器</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">介護業務支援機器</div> </div> <p style="text-align: right; color: red;">介護ロボット</p> |
| | <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">その他機器（要綱別紙（1）対象経費（イ））</div> |
| ICT機器等 | <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">介護ソフト等 <small>（LIFE への改修、ケアブランドデータ連携システムの利用に係る費用を含む。）</small></div> |
| | <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">タブレット情報端末（タブレット、インカム等）</div> |
| | <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">通信環境機器等 <small>（介護ソフト、タブレット情報端末を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等）</small></div> |
| | <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">その他（要綱別紙（2）対象経費（オ）のうち、バックオフィス業務に係るソフトウェア、電子サインシステム、AI を活用したケアプラン原案作成支援ソフト）</div> |
| <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">見守り機器の導入に伴う通信環境整備</div> | |

<申請する事業枠の選択方法>

台数や型番ではなく （テクノロジー機器の種類）で考えてください。

- 「介護ロボット等」の を1つ導入
→ 「介護ロボット等の導入支援事業」
- 「ICT 機器等」の を1つ導入→ 「ICT 等の導入支援事業」
- を2つ以上導入又は見守り機器の導入に伴う通信環境整備を実施
→ 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業」

<留意事項>

- 上記以外にも保守経費や研修費等が補助対象となりますが、「テクノロジー機器」とはみなしません。したがって、保守経費等と上記テクノロジー機器1つで「複数のテクノロジーを組み合わせ導入している(=「パッケージ型導入支援事業」として申請できる)」とみなすことはできません。
- 「介護ロボット等の導入支援事業」、「ICT等の導入支援事業」、「パッケージ型導入支援事業」は**併用できません**。「業務改善支援事業」は上記3事業のいずれかと併用する場合のみ申請可能であり、単独では申請できません。(Q&A Q.6)。

2-2 補助対象・補助要件の確認

補助対象は交付要綱別表、補助要件は交付要綱第5条に掲げるとおりです。より詳細な情報はQ&Aを参照してください。

補助対象について、特に注意していただきたい点は次のとおりです。

- ・ 介護ロボット機器を導入する場合、交付要綱の介護ロボットの定義に合致しているか、必ず確認してください。
- ・ 交付決定後に事業着手(発注・契約等)をしてください。**交付決定前の着手は対象外となります(Q&A Q.5)。**
- ・ 申請した年度内に納品及び支払いを完了させてください。**年度を過ぎた納品及び支払いは例外なく対象外となります(Q&A Q.5)。**
- ・ 他の補助金と重複して補助を受けることはできません(Q&A Q.7)。
- ・ 交付決定日以降の当該年度分にかかる費用が対象となるため、**複数年の使用権契約のものや支払いが月額払いのものは対象期間の経費のみ補助します(Q&A Q.23)。**

補助要件について、特に注意していただきたい点は次のとおりです。

- ・ **SECURITY ACTIONの宣言を必ず行ってください(Q&A Q.14)。**
宣言申込み手続き完了までに1週間程度要するため、計画的に手続きを行ってください。サイトリンク↓
<<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>>
- ・ 本補助金の交付を受けるには、**業務改善支援を受けることが必須要件となっています。**どのような支援を受ければ要件達成となるかは、Q&AのQ.17を参照してください。

2-3 提出書類リスト

全て押印不要です。

<交付申請・変更承認申請時>

- 別記第1号様式（変更承認申請時は第2号様式）※法人単位
- 所要額調書（別紙1）※事業所単位
- 業務改善計画様式（別紙2）※事業所単位
- 最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書（別紙3）※ソフトごと（Q&A Q.43）
- LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書（別紙4）※ソフトごと（Q&A Q.43）

【添付書類】

- カタログ等事業内容が分かるもの
- 見積書（申請日に有効のもの）
- SECURITY ACTIONの宣言を行っていることが分かる書類
（例）「利用者情報」画面のスクリーンショット
「SECURITY ACTION 自己宣言事業者検索結果一覧」画面のスクリーンショット
- （「ICT等の導入支援事業」で申請する場合）職員数が分かる書類
（例）常勤換算の数値をいれた「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」
※ない場合は、シフト表や運営基準でも可

<実績報告時>

- 第4号様式※法人単位
 - 所要額調書（別紙1）※事業所単位
 - 業務改善効果報告様式（別紙2）※事業所単位
- #### 【添付書類】
- 補助対象事業を実施した証明書類（契約書・請求書・納品書・領収書）の写し
※契約書等の締結をしていない場合は発注日を確認できる書類（発注書等）を添付すること。
 - 業務改善支援を受けたことが証明できる書類
※提出できない場合は「業務改善効果報告様式」（別紙2）の「③-3 研修等の成果（記述）」欄に、受けた支援の内容及び成果を記入すること。
 - （タブレット等情報端末を導入する場合）介護ソフトをインストールしていることが分かる写真

2-4 提出方法

書類により、提出方法が異なりますのでご注意願います。

1. LoGo フォームへのアップロード及び郵送での提出が必要なもの

交付申請書／実績報告書 書類一式（様式+添付書類）

※カタログ冊子等電子化が難しくアップロードできない書類は郵送のみで構いません。

※送信は1事業者1回としてください。不備等に気づいた場合は再送せず、連絡してください（差し戻しの操作を行います。）。

2. メール及び郵送での提出が必要なもの

内容の変更承認申請書

※メール：様式のみ。郵送：書類一式（様式+添付書類）

3. メール又は郵送で提出するもの

- ・ 事業の中止・廃止承認申請書（第2号様式）
- ・ 交付申請取下書（第3号様式）
- ・ 交付請求書（第5号様式）

補助を受けた翌年度から3年の間求められる業務改善効果等の報告については、厚生労働省より通知があり次第、ご連絡いたします。

3. その他注意事項

- ・ 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所におけるICT導入事業費補助金」の交付を受けた場合であっても、下記ケースを除き申請可能です（Q&A Q.8）。過去の補助実績が不明の場合は、お問い合わせください。
 - 【介護ロボット】過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」の交付を受け、補助上限台数に到達しており、今年度「介護ロボット等の導入支援事業」又は介護ロボットの導入を含む「パッケージ型導入支援事業」について申請する場合
 - 【ICT機器】過去に「岐阜県介護事業所におけるICT導入事業費補助金」の交付を受け、補助基準額に達しており、今年度「ICT等の導入支援事業」について申請する場合
- ・ 交付申請は先着順ではありません。提出期限までに提出があった事業者を交付対象事業者としますが、申請額が予算額を上回る場合は、下記の対応などを行います（Q&A Q.9）。
 - ① 下記の観点などから優先採択を行う場合があります。

- 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の認定事業者又は取組宣言事業者を優先採択
 - 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」を利用したことがない事業者を優先採択
- ② 交付申請書の内容を審査し、補助台数等の調整、補助金額の減額を行う場合があります。
- ・ 補助を受けた翌年度から3年の間、業務改善効果等を報告する必要があります。本報告は補助金交付の要件となっていますので必ずご協力ください（報告方法は別途通知）。
 - ・ 当課からの連絡及びご案内は、交付申請時にお聞きした連絡先へ送付いたします。異動・退職により担当者が変更となる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、新しい連絡先を当課へご報告願います。

その他ご不明点等ございましたら、Q&A をご確認ください。解決できない場合は、質問票（県 HP に掲載）をメールで送付いただき、お問い合わせください。可能な限り迅速に回答するため、質問につきましては介護事業所からのみ受け付けます。メーカー等の方はご遠慮願います。

4. 提出・問合せ先

- HP（LoGo フォームリンク等掲載）：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/130095.html>
- 郵送：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1
岐阜県健康福祉部高齢福祉課長寿社会推進係
- メール：c11215@pref.gifu.lg.jp